

平成20年度多文化共生社会づくり推進事業報告書

外国人県民を支援する会

1. 事業の概要

(1) 事業名

「外国人県民の相互支援による通訳派遣事業」

(2) 事業の目的・概要

本事業は、愛知県内の増加する外国人県民の相互支援体制を確立し、外国人県民の社会参加・自立を促進することを目的とする。また、本事業は、おもに名古屋大学に在籍する外国人留学生を、外国人県民の通訳・手続き支援のために、地域の支援組織(労働組合、弁護士事務所など)や医療機関等に派遣している。

(3) 受託団体の概要

本団体は、名古屋大学大学院 国際開発研究科の学生が中心となって2008年5月に結成し、運営している団体である。本事業に加え、外国人支援に関連する広報資料、申請書等の翻訳にも取り組んでいる。

2. 事業の実施状況

(1) 通訳事業

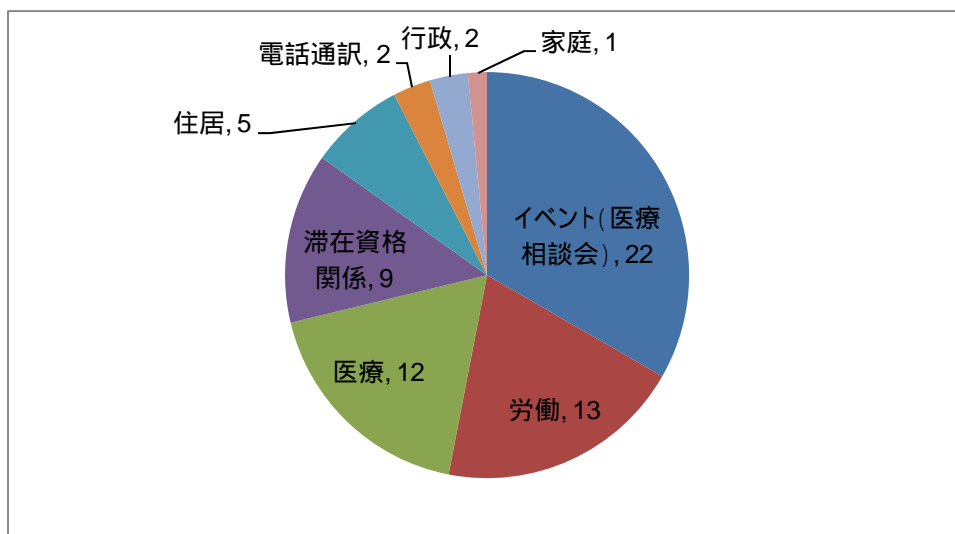
実施期間：2008年8月～2009年2月

愛知県に住む外国人から依頼を受け、通訳を行った内容は以下の通りである。医療相談会のようなイベントを除くと、労働に関する通訳が最も多く、次いで医療関係、滞在資格関係、住居、行政、家庭となっている。この統計には現れてはいないが、労働と医療は同じ依頼者が利用している場合が多かった。その理由として、彼らの多くが研修生であり勤務中の事故による労災に関する問題を抱えていたことがあげられる。

住居に関する通訳は、不動産屋への同行、公営住宅への申し込みの際の同行であった。生活する上で最も重要なことの一つでもある住まいを確保するにも、言葉の問題を抱える外国人県民が少なくないことがわかる。

家庭の項目は、国際結婚をした夫婦から夫婦間でコミュニケーションがとれないため、通訳の依頼があった。

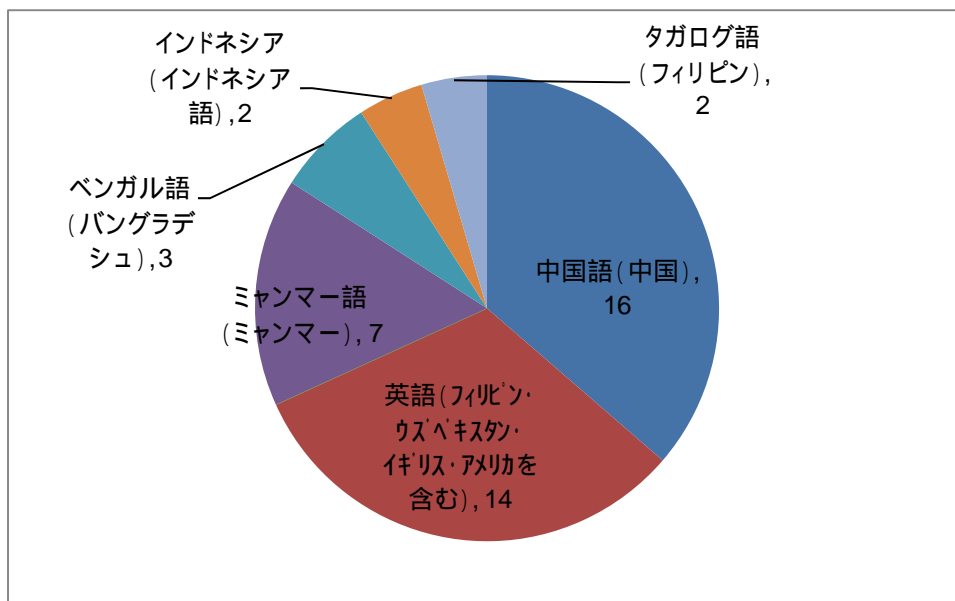
カテゴリ	中間報告 ～12/5	後期 12/6～2/28	最終報告 ～2/28
イベント(医療相談会)	22		22
労働	9	4	13
医療	11	1	12
滞在資格関係	1	8	9
住居	4	1	5
電話通訳	2		2
行政		2	2
家庭		1	1
計	49	17	66



言語別では、中国語の依頼が最も多かった。中国人は労災の問題が最も多く、病院、労働組合、弁護士事務所などを繰り返し訪れる必要があるため、単発の依頼は少なかった。ミャンマー語は全てミャンマー研修生からの依頼であった。英語の依頼の内容を見ると、生活を保障されている人が更なる権利を主張する傾向があった。他の言語では、医療、住居など必要最低限の権利を守るための内容が多かった。

対応言語、国籍	中間報告 ～12/5	後期 12/6～2/28	最終報告 ～2/28
中国語(中国)	11	5	16
英語(フィリピン・ウズベキスタン・イギリス・アメリカを含む)	5	9	14
ミャンマー語(ミャンマー)	7		7
ベンガル語(バングラデシュ)	3		3
インドネシア語(インドネシア)	1	1	2
タガログ語(フィリピン)		2	2
計	27	17	44

イベントを除く



外国人県民を支援する会の活動は、通訳派遣である。私たちは、日本語ができないが故に抱える問題が解決しにくくなっている人たちの言葉の壁を少しでも取り払うことができればという思いから活動している。ある依頼者が、弁護士にいくつかの選択肢を与えられたとき、同行した留学生に意見を求めた。留学生は「私たちは言葉の手伝いをするけれど、問題を解決するのはあなたですよ」と依頼者に伝えた。問題を解決するのは彼ら自身であり、私たちではない。これは大切なポイントであると考えている。

(2) 研修

1. 説明会・研修

2008年7月25日、名古屋大学国際開発研究科8階のオーデトリウムにおいて、会の説明会と研修を行った。講師にフィリピン移住者センタースタッフ、愛知県国際交流協会多文化ソーシャルワーカーの後藤美樹さんを迎え、主に名古屋大学の留学生を対象に会の説明、活動内容、同行通訳の際の対応の仕方などについて話をしていた。この説明会・研修には約15名の学生の参加があった。

2. 研修

2009年2月7日、名古屋大学国際開発研究科5階の演習室において、研修を行った。講師に入管手続き研究会代表の行政書士 鍵谷先生にお越しいただいた。通訳同行の数が比較的多かった出入国管理について、在留資格について、それらの手続き、そして国のシステムについて話をしていた。この研修には9名の学生の参加があった。

【参加者の感想】

- ・法律用語が多く、やや難しいところもあった。
- ・他の外国人支援団体などとの連携のためにも、ネットワークを広げていく必要があることがわかった。

(3) 広報

会の活動を地域の外国人県民に知ってもらうために2種類のチラシを作成した。1種類目は、日本語、英語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）で作成した。2種類目は、ミャンマー語、インドネシア語、ベンガル語、韓国語で作成した。

計画時は需要が高いであろうと思われるポルトガル語、スペイン語、タガログ語などでのチラシ作成を考えていた。しかし、次の2つの理由から作成をしないことにした。

1. 名古屋大学にはポルトガル語、スペイン語、タガログ語を母語とする留学生が少なく、彼らの多くが日本語を話すことができなかったことから、チラシを作成してもこれらの言語の通訳依頼にどこまで対応できるかわからないという懸念が出てきた。

2. 8言語でのチラシが完成し、配布し始めたころから通訳依頼が増え始め、これ以上依頼が増えても対応が困難になることが予測された。以上の理由から、チラシの作成は8言語にとどめた。

これまで、外国人県民を支援する会を外国籍の方々に利用してもらうために、以下の団体、施設へチラシを設置してもらい、会を紹介してもらうなどして広報を行った。(あいうえお順)

- 愛知県国際交流協会 多文化共生センター
- 愛知連帯ユニオン
- あるすの会
- 外国人医療センター
- 窯の広場（瀬戸市）
- 住まいの窓口
- 在日ビルマ問題を考える会
- 瀬戸市国際センター
- ゼネラルユニオン東海支部
- 中京大学
- 名古屋NGOセンター
- 名古屋国際センター
- 名古屋大学
- 名古屋YWCA
- 南山大学
- 日本語教室 オアシス
- 入管手続き研究会
- ふれあいユニオン
- 保見が丘ラテンアメリカセンター
- 名東区役所
- (地域のエスニックレストラン)

(4) 外国人県民の相互支援による通訳派遣に係わる基準

任意団体外国人県民を支援する会(以下、支援する会)は、外国人県民の相互支援により彼らの社会参加・自立を促進することを目的とし、「外国人県民の相互支援による通訳派遣に係る基準」を制定し、彼らの相互支援を図り愛知県の地域社会における多文化共生に貢献することに資する。

第一 通訳者

(日本社会への適応)

- ① 通訳者は、日本における居住経験を有しており、日本社会に適応しているものでなければならない。

(日本語レベル)

- ② 通訳者は、依頼者の依頼内容に対応することのできる日本語でのコミュニケーション能力を有すること。また、支援する会の実施する研修事業に積極的に参加すること。

(理念)

- ③ 通訳者は、支援する会の理念に賛同し、ボランティアであることを自覚すると共に地域社会における多文化共生に貢献する意志を有していなければならない。

(留学生)

- ④ 通訳者は、活動の主体が名古屋大学であることから名古屋大学の留学生であることが望ましいが、上記①～③の基準を満たし、且つ名古屋大学の留学生の中で適当な者がいない場合は、名古屋大学留学生に制限せず、他大学の留学生、地域住民等の派遣も検討する。

(報告)

- ⑤ 通訳者は、通訳派遣活動終了後すぐに報告書を記入し支援する会に送付しなければならない。

第二 依頼者

(日本社会への適応、日本語レベル)

- ① 依頼者は、来日間もない、もしくは日本語が堪能でない外国人県民を原則とする。

(理念)

- ② 依頼者が、営利目的に基づいた依頼を行った際は支援する会はその依頼を受けない。

第三 通訳派遣先

(通訳派遣先)

- ① 通訳派遣先は、行政機関や医療機関、公営住宅窓口・不動産屋、労働組合や弁護士

事務所などとする。

- ② しかし、「外国人県民の相互支援」の環境の醸成をその目的とすることから、外国人県民の依頼内容を吟味した上で①に限らない場所への派遣も行う。

(交通)

- ③ 通訳派遣先への交通は、公共交通機関を使用し、通訳者に対し支援する会が実費を支給する。

第四 個人情報、その他

- ① 依頼者と通訳者は直接連絡を取り合うことはせず、支援する会がそれを仲介する。
- ② 依頼者と通訳者が個人的に連絡を取ることを希望した場合、支援する会の活動とは見なさず、会はこれに責任を負わない。
- ③ 緊急を要する場合は、会長の浅川晃広、副会長の神田すみれ、必要であれば警察(110番)に連絡する。

とうろくもうしこみようし 登録申込用紙		年 月 日記入
フリガナ なまえ 名前	おとこ おんな 男・女	でんわ 電話:
E-Mail:		ねん がつ ひう 年 月 日生まれ
フリガナ じゅうしょ 住所 〒	こくせき 国籍	
しょうめい だいがく がくぶめい だんたいめい など 所属名: (大学、学部名、団体名等あれば)		
したしつもん こた 下の質問 に 答えてください。		
1 あなたがわかる言葉とそのレベルを教えてください。		
A 話す能力: はなのうりよく にちじょうかい 日常生活程度 ビジネスレベル ネイティブレベル		
B 聴く能力: き のうりよく かんたんなとば 簡単な言葉がわかる かいわないうち 会話の内容がわかる ニュースがわかる		
C 読む能力: よ のうりよく かんたんなぶんよ 簡単な文が読める てつづ ひつようしよるいよ 手続きに必要な書類が読める しんぶん よ 新聞が読める		
D 書く能力: か 書く能力: ぶん 文字が書ける かんたんなぶんしょう 簡単な文章が書ける		
ビジネスレベルの文章が書ける		
()語: A() B() C() D()		
()語: A() B() C() D()		
()語: A() B() C() D()		
()語: A() B() C() D()		
2 あなたが活動できる 時間を書いてください。例: 月曜日(10:00-12:00と16:00-18:00) 火曜日(いつでも)		
[]月 []日ごろから []月 []日ごろまでのスケジュール		
*スケジュールが変わる場合はgaikokujinkenmin@hotmail.co.jp ホームメールをください。		
げつようび 月曜日() かようび 火曜日() すいようび 水曜日()		
もくようび 木曜日() きんようび 金曜日() どようび 土曜日()		
にちようび 日曜日()		
3 かつどきぼう ばしょ おし 活動を希望する場所があれば教えてください。(いくつかでも)		
なごやしな い なごやしゅうへん あいちけんない 名古屋市内 名古屋周辺 愛知県内 どこでも その他()		
4 かつどう ないよう えら 活動の内容を選んでください。(いくつかでも)		
てつづきほじょ せいかつしえん びょういんどうこう ほんやく 手続補助 生活支援 病院同行 翻訳		
てつづきほじょ やくしよんこう いっしよい てつづ てつだ 手続補助とは役所、銀行などに一緒に 行き、手続きを手伝うことです。		
せいかりえん か もの いっしよい せいかつひつよう てつだ 生活支援とは買い物などに一緒に行き、生活に 必要なことを手伝うことです。		
5 これまでに通訳 や 翻訳、言葉 を 教える 仕事の経験 が ある その仕事 の 内容を 書いてください。		
6 しつもん けんなど じゆうか 質問、意見 等 ありましたら、自由に書いてください。		
ここに書いてもらった個人情報は、この会の目的以外には使いません。		

		登録番号：	
ほうこくしよ 報告書			
つうやくや なまえ 通訳者の名前		つうやくや こくせき 通訳者の国籍	
つうやくや しよぞくせんこうがくねん 通訳者の所属(専攻、学年)			
どうこう ひ 同行した日	年 月 日		
どうこう ばしよ 同行した場所			
しよこうきかん 使用交通機関	しゅつぱつ 出発駅	とうちやく 到着駅	の か えき (乗り換え駅)
しよこうきかん 使用交通機関			
交通費	えん 円		
いらしないよう 依頼内容について			
いらいしやなまえ 依頼者の名前		いらいしや なまえ 依頼者の名前	おとあんな 男・女
いらいしやこくせき 依頼者の国籍		いらいしやねんれい 依頼者の年齢	
しいえないよう 支援内容：			
いけん かんそう 意見、感想			

外国人県民を支援する会

3. 事業の実施による効果

通訳者・依頼者・運営者・その他各者への効果

(1) 通訳者

・地域の外国籍を持つ住民が抱える問題を、通訳という役割を通して身近に感じることができた。

・通訳活動を経験し、留学生が同国籍・または同言語を話す住民に対して以前より積極的

に関わろうとする姿勢が見られた。

・入国管理局へ訪問、保険制度について通訳する等により、それまで知らなかった社会の一面を知り、興味や疑問が生じ新たな行動へつなげる動機となった。

(2) 依頼者

・言葉の壁を通訳を通じて乗り越えることができた。

・依頼者の負担がないことで、問題を抱えながら相談するあてのなかった外国籍住民の手助けとなった。

・日本人ではなく、自国の人に通訳・同行してもらうことで安心感があった。

・それまで関わりのなかった留学生との交流の機会ができた。

(3) 運営者

・メディアを通してではなく、現場の声を身近に感じることができた。

・労働組合・弁護士等さまざまな組織や個人が外国籍住民を支援している・支援の必要性を感じていることを知った。

・仲介役として動き、支援に携わることに充実感をおぼえた。

(4) その他

・地域の団体と連携して活動に取り組むことができ、外国籍住民支援のネットワークの構築ができた。

4. 事業の実施に要した経費

項目	内容	金額
人件費	通訳ボランティア謝金66件	¥196,000
人件費	研修会外部講師謝金	¥22,000
通信費	携帯電話通信費等	¥46,787
交通費	通訳ボランティア交通費等	¥39,210
郵送料	チラシ郵送料等	¥30,000
印刷費	チラシ印刷費等	¥120,000
翻訳料	チラシ翻訳料等	¥40,000
その他	文具等	¥6,003
	合計	¥500,000

通訳派遣内訳

■人件費 ¥196,000 (通訳ボランティア謝金66件)

■交通費 ¥39,210 (通訳ボランティア交通費)

	通訳言語	活動日	場所	謝礼	交通費
1	ミャンマー	8月20日	病院	3000	
2	ミャンマー	8月25日	入国管理局	3000	
3	英語	8月28日	弁護士事務所	3000	
4	ミャンマー	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1620
5	ミャンマー	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
6	中国	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1620
7	中国	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
8	英語	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1620
9	英語	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
10	中国	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1620
11	中国	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
12	中国	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1620
13	中国	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
14	韓国	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1620
15	韓国	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
16	中国	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1560
17	中国	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
18	ベンガル	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1500
19	ベンガル	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
20	ベンガル	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1500
21	英語	8月31日午前	瀬戸 健康相談会	3000	1500
22	英語	8月31日午後	瀬戸 健康相談会	3000	
28	ミャンマー	9月1日	不動産屋	3000	
29	ベンガル	9月2日	市営住宅申し込み	3000	980
27	中国	9月2日	愛知連帯ユニオン(労働組合)	3000	520
23	中国	9月2日	瀬戸 健康相談会	3000	1010
24	インドネシア	9月2日	瀬戸 健康相談会	3000	1010
25	韓国	9月2日	瀬戸 健康相談会	3000	1010
26	ベンガル	9月3日	不動産屋	3000	
30	中国	9月17日	病院	3000	860

	通訳言語	活動日	場所	謝礼	交通費
31	中国	9月29日	法テラス	3000	460
32	中国	9月19日	病院	3000	860
33	英語	9月22日	労働基準監督署	3000	
34	中国	10月7日	入管手続研究会	3000	540
35	中国	10月8日	ふれあいユニオン(労働組合)	3000	
36	中国	10月8日	研修生派遣先会社	3000	520
37	中国	10月15日	弁護士事務所	3000	520
38	中国	10月16日	弁護士事務所	3000	560
39	中国	10月16日	労働組合	3000	560
40	中国	10月19日	健康相談会追加検査通訳	3000	
41	ミャンマー	10月28日	病院	3000	460
42	ベンガル	11月14日	市営住宅申し込み	3000	980
43	英語	11月20日	病院	3000	460
44	インドネシア	10月17日	病院	3000	520
45	英語	12月3日	病院	3000	460
46	ミャンマー	11月19日	電話通訳	2000	
47	ミャンマー	11月28日	電話通訳	2000	
48	英語	12月4日	病院	3000	460
49	英語	12月7日	入管手続研究会	3000	520
50	中国	12月7日	入管手続研究会	3000	520
51	中国	12月7日	入管手続研究会	3000	520
52	英語	12月7日	入管手続研究会	3000	580
53	中国	12月24日	弁護士事務所	3000	520
54	中国	1月11日	労働組合	3000	520
55	英語	1月11日	入管手続研究会	3000	800
56	インドネシア	1月11日	入管手続研究会	3000	800
57	中国	1月11日	入管手続研究会	3000	580
58	英語	1月29日	病院	3000	
59	タガログ	1月28日	労働組合	3000	520
60	英語	2月3日	区役所	3000	460
61	英語	2月9日	入国管理局	3000	1040
62	英語	2月12日	名古屋市教育委員会	3000	520
63	中国	2月13日	労働職業研究会	3000	
64	中国	2月19日	日本・中国人夫婦	3000	
65	タガログ	2月20日	労働基準監督署	3000	520
66	英語	2月23日	大家との交渉	3000	2260

小計 196000 39210
合計 235210

5. 事業の継続・発展の見通し、今後の課題等

(1) 事業の継続・発展の見通し

今後の会の活動については、以下の通りである。

① 資金集めと地域交流を目的としたイベント「SAKURA FESTA」の実施

3月29日（日）午前10時～午後4時

名古屋大学国際開発研究科 1階 プレゼンテーションルーム

② ・モリコロ基金 平成21年度初期活動（前期） 30万円獲得

・名古屋大学より名古屋大学総長 顕彰 受賞 10万円の副賞獲得

(2) 今後の課題

支援を継続するための課題を、ヒト・モノ・カネの観点で整理する。

人材に関する課題:

運営をしているメンバー

ミーティングに参加し、電話の取次ぎ、メールのやり取り等を行う運営メンバーが不足している。通訳者だけでなく、後方から彼らを支援するメンバーの役割は大きく、彼ら無しでは支援する会は成り立たない。しかし、メンバーの多くが大学院生であり、2年間で大学院を卒業し名古屋を離れるものもいるため、会の長期的な継続を見据えてメンバーを集めていく必要がある。

通訳者

2 - (3) 広報で述べたように、大学内にポルトガル語、スペイン語、タガログ語を母語とし日本語に堪能な留学生が少ないことが挙げられる。対応言語は主に中国語と英語であり、需要が多いはずのポルトガル語、スペイン語タガログ語に対応できる人材が少ない。それらの言語への依頼は、数件あった。今後はこれらの言語に対応できる人材を獲得していくとともに、これらの言語を話す外国籍県民に会の活動を知らせていく情報提供も必要である。

中国語、ミャンマー語などの依頼に比べ、ポルトガル語、スペイン語などの依頼が極端に少なかったことの原因に、これらの言語はすでに行政や他のNPOなどによる言語のサポートが確立しているためではないかと考えられる。一方、本会への依頼が多かった言語は、他ではこれら言語のサポートが受けられず、本会への依頼があったのではないだろうか。

また、言語以外の専門知識も不足している。依頼をこなす中で労働、法律関係や医療関係のニーズが高いことが明らかとなった。しかし通訳者はこれらを専門とするわけではなく、日本語でどのように表現するかがわからないこともある。こうした問題を踏まえ行政書士を招いた研修を行っ

だが、一度の研修で完全に覚えきれぬものでもない。例えば用語集の作成といった活動を考え、通訳しやすい環境を整える必要があるだろう。

支援されている側

日本人支援者を通しての依頼も少なくなかった。(例: 弁護士事務所、労働組合) 外国人県民が直接依頼をしてこないケースがあるということは、まだまだ必要な人に情報が届いていないといえる。

名古屋国際センターや弁護士事務所、労働組合など団体を通じての依頼は17件、一方外国人県民個人からの直接依頼は21件であった。依頼者の中には深刻な問題を抱えているものもいた。彼らは何らかの形で、外国人県民を支援する会を知り、通訳を依頼してきたが、このような人たちは氷山の一角であり言葉の壁があるが故に抱えている問題を解決できないでいる人は多いはずである。

通訳者の1人は、依頼者が、同じ出身国のコミュニティに深く関わっていないこと、また「外国人県民を支援する会」の存在をまったく知らなかったことを指摘している。事業を継続するに当たって、こうした情報を得ることができない人たちに今後どのように情報を発信・提供していくかが課題である。最終的には外国人労働者を雇用している企業、研修生を抱えている企業とのネットワークの構築をも見据えて活動を継続していきたい。

また、情報提供システムの構築や企業とのネットワーク構築に関しては、行政の働きかけにも期待したい。

資金に関する課題:

委託金によって活動が行われているため、長期的な会の継続、そして通訳以外に必要となってくる経費をどのように捻出していくかが今後の課題である。長期的に会を継続させるには毎年得ることができるかわからない委託金に頼ることは一抹の不安が残る。その1つの試みとして3月29日にイベントを企画している。その他、研修生のいる企業にCSRとしての協働を働きかけたり、といった連携も考えられる。依頼者の境遇に寄り添い企業と対立するのではなく、こうした連携を通しあくまで多文化共生社会を実現していくことが我々の目的であり、理想とするところである。